

市民参加実施結果シート

結果 (途中・終了)
平成28年4月1日時点

担当課(企画政策課)

2 市民参加の手續 実施結果について		
通称	流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	市が考える市民等への影響 当該計画は、流山市自治基本条例第22条に基づき策定するものであり、流山市市民参加条例第5条各号に基づく市民参加の対象になっていないが、平成26年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定することから、流山市市民参加条例第5条第4号に基づき実施するものである。
名称	流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	
概要	<p>流山市総合計画後期基本計画下期実施計画(平成28～31年度)は、後期基本計画(平成22～31年度)に定められた施策について、下期4か年の行財政運営のなかで、具体的に実施するための事務事業を体系的に整理するもので、今後の総合的かつ計画的な自治体経営のための指針となる重要な計画である。また、下期実施計画は、平成26年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定するものである。</p> <p>市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事項(まち・ひと・しごと創生法第10条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生に関する目標 ・まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向 ・まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 	
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	<p>流山市まち・ひと・しごと創生会議では、様々な分野から専門的な見地を持った委員から建設的な意見を多数いただいた。また、パブリックコメントでは、1名から29件の御意見をいただき、一部修正を行った。</p>	

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<p><流山市まち・ひと・しごと創生会議> 策定を進めている地方版総合戦略について、様々な分野の関係者から意見又は助言を求めるために開催したものの。</p> <p><パブリックコメント> 素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため実施したものの。</p>
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
流山市まち・ひと・しごと創生会議	—	—	—	第1回:平成27年5月26日 第2回:平成27年7月7日	11名	大学教授:1名 商工会議所:1名 市民生委員児童委員協議会:1名 生涯学習審議会:1名 校長会:1名 金融機関:1名 県庁:1名 関係部長:4名	市ホームページで資料、会議録を公表 第1回:平成27年7月15日 第2回:平成27年8月5日	○ 意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった ○ その他	・それぞれの立場から自由な意見を頂くために、フリートークの時間を設けた。	・下期実施計画と一体的に策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定は国の施策により急遽決まったものであり、時間的な制約があり、地方版総合戦略策定の手引きに従って委員を選考したものの。
パブリックコメント	【広報ながれやま】 平成27年9月1日号 【ホームページ】 平成27年9月1日	【意見募集期間】 平成27年9月1日～同30日	郵便 ファクシミリ 電子メール 直接持参	—	人数:1名 件数:29件	—	市ホームページで資料、結果公表 平成28年3月1日	○ 意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった ○ その他		
								○ 意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった ○ その他		

